

明治一五〇年記念展示

「条約書にみる明治の日本外交」

外務省では、年に一回程度、外交史料館別館展示室において、外務省周年事業や外交史上の重要事件・人物にちなんだ特別展示を開催している。

平成三〇（二〇一八）年は、明治元（一八六八）年から起算して満一五〇年に当たることから、政府は、改めて明治を振り返り、将来につなげていくために、様々な取り組みを実施した。外交史料館でも、所蔵史料を通して明治の外交を振り返る展示を二本開催した。

一つは、「国書・親書にみる明治の日本外交」（開催期間…平成三〇年二月一日～五月三二日）である。同展示は、明治一五〇年事業と



して本年開設した、外交史料館所蔵史料検索システムの画像閲覧機能を利用して、外交史料館ホームページ上でもデジタル展示として紹介した（詳細は本号の「明治一五〇年記念

国書・親書デジタルアーカイブ」をご覧ください。）。

そして、もう一つの展示が本稿で紹介する「条約書にみる明治の日本外交」である（開催期間…平成三〇年六月二日～一〇月二一日）。

展示構成は、明治前期と明治後期の二部構成とし、第一部の明治前期では、諸外国との関係を構築し、近代国家体制の整備を進めながら、条約改正を目指していった明治政府の外交施策を、日本・オーストリア・ハンガリー・修好通商航海条約や日清修好条規、樺太千島交換条約、日英通商航海条約等を展示することによって示した。そして、第二部では、日清・日露戦争や不平等条約の改正を経て、欧米諸国と対等な条約関係を構築した明治後期の外交を、日清講和条約、日露講和条約、日米通商航海条約を展示することによって紹介した。その他、明治期に活躍したお雇い外国人として、三四年間の長きに渡り外務省顧問として在職し、日本外交に多大な貢献をしたヘンリー・デニソンの史料や、明治期に海外に渡り、活躍した女性として、女子教育者津田梅子と安井てつの史料をあわせて展示した。

会場アンケートでは、「貴重な史料の実物を見られて感動した」「外交の重要さを痛切に感じた」などの声が数多く寄せられ、史料の写

や解説を教材として使いたいという意見もいただいた。

本特別展示の展示史料解説は以下の通りである。また、主な展示史料の画像や解説が、外交史料館ホームページ内のコンテンツ「過去の特別展示・企画展示一覧」にも掲載されている。

○外交史料館 Ⅱ 「過去の特別展示・企画展示一覧」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archive.html#section3>

「条約書にみる明治の日本外交」〈展示史料解説〉

はじめに

平成三〇（二〇一八）年は、明治元（一八六八）年から起算して満一五〇年に当たります。幕末の日米和親条約調印を機に、欧米諸国を中心とする国際社会に加わるようになった日本は、明治時代、新たな国際関係構築の歩みを始めます。政府は欧米諸国の制度・技術・文化を吸収しながら、近代化を進め、諸外国との国交樹立や国境画定、不平等条約の改正などの外交課題に取り組みました。そして、日清・日露戦争を経て、日本は欧米列強と並ぶ国家へと成長していきます。

本展示では、外交史料館が所蔵する条約書等を通して、明治期の日

本外交の歩みをご紹介します。また、女子教育の先駆者として明治期に活躍した津田梅子や安井てつ、外務省顧問として日本外交に大きな貢献を果たしたアメリカ人ヘンリー・デニソンの史料もあわせて展示します。

展示を通して、現在にまでつながる国の基本的な形を築き上げた明治の時代を振り返り、国際社会に踏み出していた明治の日本人の姿に思いを馳せていただく機会となれば幸いです。

条約書について

条約とは、文書の形でなされる国家間の法的な約束です。条約を結ぶ際は、国が選任した全権代表によって交渉が行われ、条約文の内容が確定した時、調印書が作成されます。各代表は調印書に署名（調印）を行います。

調印書の内容に国が同意表明する方法の一つが批准です。条約の内容について、国内で審議され、議会や元首の同意や承認がなされると批准書が作成されます。そして、締約相手国とその批准書を交換したり、国際機関に批准書を寄託することによって、条約は国際的に正式に確認され、効力が発生します。

批准書は国の同意表明を示すものであるため、国ごとに異なったデザインで作成されており、元首等の署名や国璽（こくじ＝国家の印章）が見られます。欧米のものには、国璽が押された蜜蠟（みつろう）が

封ぜられた「蠟缶（ろうかん）」が付属しているものもあります。

明治の外交を振り返るとともに、各国の多種多様な公文書の世界をお楽しみ下さい。

第一部 明治前期の外交

慶応四年一月（一八六八年二月）、新政府（以下、明治政府）は、諸外国に対して王政復古と天皇による外交主権の掌握を告げました。また、同年三月（一八六八年四月）に出された五箇条の誓文では、「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」として、開かれた海外との関わりを表明しました。これに呼応し、諸外国も明治政府を正統政府として承認していきます。

しかし一方で、明治政府には、幕府から引き継いだ不平等条約の改正が大きな課題として存在しました。条約改正交渉は、明治四年の岩倉使節団に始まり、明治四四年の日米通商航海条約の締結による税権回復に至るまで、四〇年の長い期間にわたる事業でした。

第一部では、諸外国との関係を構築し、近代国家体制の整備を進めながら、条約改正を目指していった明治前期の日本外交をご紹介します。

§ 明治のはじまり

展示史料一

明治元年九月二十七日（一八六八年一月一日）調印

明治三年一月七日（一八七〇年二月二十八日）批准書交換

日本・スウェーデン・ノルウェー修好通商航海条約

慶應三年一〇月一四日（一八六七年一月九日）、一五代將軍徳川慶喜は大政奉還を奏請し、二六〇年以上続いた政権を朝廷に返上しました。そして翌慶応四年一月（一八六八年二月）、明治政府は、諸外国に対して王政復古と天皇による外交主権の掌握を告げました。

史料一はスウェーデン・ノルウェーと日本との間で結ばれた条約で、明治政府が最初に結んだ条約です。スウェーデン・ノルウェーは、一八一四年に成立した同君連合で、一九〇五年にノルウェーが独立するまで続いた国です。同国は日本との国交樹立を希望しましたが、徳川幕府は、条約交渉に応じませんでした。その後、明治政府が成立すると、ポルスブルック駐日オランダ公使が、スウェーデン・ノルウェーから条約交渉の全権委任を受け、条約締結交渉を開始しました。そして、明治元年九月（一八六八年一月）、東久世通禧（ひがしくぜ・みちとみ）外国官副知事、寺島宗則（てらしま・むねのり）外国官判事、井関盛良（いせき・もりとめ）外国官判事とポルスブルック公使との間で本条約が調印されました。

§ 不平等条約

展示史料二

明治二年九月一四日（一八六九年一〇月一八日）調印

明治四年一二月三日（一八七二年一月一二日）批准書交換

日本・オーストリア＝ハンガリー修好通商航海条約

明治政府は、スウェーデン＝ノルウェーに続いて、スペイン、翌年には北ドイツ連邦、オーストリア＝ハンガリーとそれぞれ通商条約を締結しました。これらの条約はいずれも外国側に領事裁判権を付与し、日本側の関税自主権を認めない不平等条約でした。史料二は、オーストリア＝ハンガリーとの間で結んだ修好通商航海条約です。本条約は、相手国側の権利が最も整備されたもので、不平等条約の典型となりました。

近代的な国家間の関係からみると、不平等条約の内容は日本の主権を制限し、独立国としての体面を損なうものでした。明治政府は幕末に結ばれた諸条約を引き継ぐとともに、自ら結んだこれらの不平等条約の改正を大きな外交課題として抱えることになりました。明治政府は、欧米諸国との対等な関係を求めて、国内諸制度の近代化を進めていきました。

§ 明治初期の近隣外交―清国―

展示史料三

明治四年七月二九日（一八七一年九月一三日）調印

明治六（一八七三）年四月三〇日批准書交換

日清修好条規

欧米諸国との条約締結に続いて、日本は、アジアにおいても、条約に基づく国家間での外交関係構築をはかりました。

史料三は、明治四年に調印された日清修好条規です。本条約は日本側全権伊達宗城（だて・むねなり）大蔵卿、清国側全権李鴻章直隸総督・北洋大臣により、天津で調印されたもので、日中間で締結された最初の条約です。

日本と中国の関係は、一六世紀から一九世紀まで正式な国交はなく、貿易だけが継続して行われる状態でした。幕末以降、日本と欧米列国との間に外交関係が結ばれると、清国人は欧米商人の使用人として来日し、開港地に居留しました。彼らの一部はアヘンを密輸し、住民と争いを起こすなどの問題を起こしました。清国と国交がなかった日本はこうした問題の取り扱いに苦慮しており、清国と国交を結ぶことは明治政府にとって急務でした。

条約の内容は、相互に外交使節と領事を駐在させ、制限的な領事裁判権を認めることに加え、両国がそれぞれ欧米諸国と締結した税則を相互に承認したもので、その意味では対等条約でした。本条約は明治六年に批准・発効し、日清戦争まで効力を有しました。

§ 国境の画定

展示史料四

明治八（一八七五）年五月七日調印、同年八月二二日批准書交換
樺太千島交換条約（調印書）

明治初期の近隣外交において、国境の画定も重要な課題でした。日本とロシアの国境は、安政元（一八五五）年に結ばれた日魯通好条約により、択捉（エトロフ）島と得撫（ウルップ）島の間とされ、樺太島については国境を設けずに、両国民の雑居の地とすると定められていました。しかし、樺太島における両国民間の紛争事件が発生していたこともあり、明治五年五月より日露間で国境画定の交渉が開始されました。

当初、副島種臣（そえじま・たねおみ）外務卿が交渉にあたっていました。副島が征韓論争で下野したため、榎本武揚（えのもと・たけあき）が駐ロシア公使に任命され、交渉が続けられました。その結果、日本側全権榎本武揚、ロシア側全権ゴルチャコフ外務大臣により本条約が調印されました。これにより、日本は千島列島（シムムシユ島からウルップ島までの一八の島々）をロシアから譲り受けるかわりに、ロシアに対して樺太全島を放棄しました。

§ 明治初期の近隣外交―朝鮮―

展示史料五

明治九（一八七六）年二月二六日調印、同年三月二二日批准書交換
日朝修好条規（批准書）

明治九年には、日朝修好条規が締結され、日本は朝鮮国と国交を樹立しました。

それ以前の朝鮮は中国を中心とする伝統的な東アジアの国際秩序である「華夷秩序」に組み込まれており、中国を「宗主国」としていました。また、フランスやアメリカの艦隊を撃退するなど、攘夷鎖国政策を展開していました。

明治八年九月、朝鮮西岸を偵察航行中の日本軍艦雲揚が、江華島に接近して朝鮮側から砲撃を受け、報復攻撃に及んだ事件が起こりました（江華島事件）。この事件をきっかけに、朝鮮の江華府で日本側全権黒田清隆（くろだ・きよたか）、井上馨（いのうえ・かおる）と朝鮮側全権申櫨、尹滋承とが交渉し、本条約が調印されました。

条約の内容は、第一款で「朝鮮国ハ自主ノ邦ニシテ日本国ト平等ノ権ヲ保有セリ」として、朝鮮を独立国として承認しました。第四款では、釜山・仁川・元山を開港させました。また、領事裁判権、関税などにおいて朝鮮に不利なものでした。

§ 条約改正の進展

展示史料六

明治二一（一八八八）年一月三〇日調印、明治二二年六月六日批准書交換
日墨修好通商条約（批准書）

明治四年に岩倉使節団を欧米諸国に派遣して以来、明治政府は、条約改正に向けた交渉を粘り強く続けていました。明治十一年、寺島宗則外務卿はアメリカとの交渉で関税自主権回復に成功しました（吉田・エヴァーツ条約）。しかし、同条約は、列国とも同様の条約を締結した時に実施すると規定されており、イギリス等が反対したため発効には至りませんでした。

井上馨外務大臣は、明治十九年から明治二〇年にかけて、各国代表を集めて条約改正会議を開催し、居留地が限定されていた外国人への内地開放を認めるかわりに領事裁判権を撤廃することで各国の了承を得ましたが、日本の裁判所に外国人判事を任用するという交渉内容が明らかになると、世論は大反対を唱えました。また、鹿鳴館での舞踏会等、交渉促進のために井上が極端な欧化主義をとったことにも批判が高まり、明治二〇年、井上は交渉を中止して辞任しました。

その後、大隈重信（おおくま・しげのぶ）外務大臣のもと、明治二十一年、日本はメキシコとの間で対等条約調印に成功しました。アメリカ等とも改正条約に調印しましたが、大審院に外国人判事を任用する条件が知られると反対論が強まり、大隈は襲撃され重傷を負って辞任し、アメリカ等との条約は発効に至りませんでした。

史料六は、大隈外相期に、陸奥宗光（むつ・むねみつ）駐米公使とロメロ駐米メキシコ公使との間で調印された日墨修好通商条約の批准書です。「墨」は「墨西哥（メキシコ）」のことです。この条約は、日

本の法律に従うことを条件に、メキシコ人の内地雑居を認めた相互対等の条約であり、欧米諸国との条約改正を目指す日本にとって重要な先例となりました。

§ 領事裁判権の撤廃

〔展示史料七〕

明治二七（一八九四）年七月一日調印、同年八月二五日批准書交換
日英通商航海条約（批准書）

欧米各国と条約改正交渉を進めるなか、日本国内では、明治二二年に大日本帝国憲法の制定、翌年には帝国議会の開設がなされ、統治機構・法制度の近代化がさらに進みました。大隈重信外務大臣のあとを受けた青木周蔵（あおき・しゅうぞう）外務大臣は外国人判事を任用する条約改正案をとりやめ、イギリスと交渉しました。ロシアの極東進出を警戒したイギリスは日本に好意的な態度を示すようになりましたが、明治二四年に来日中のロシア皇太子が警備にあたっていた巡査に斬りつけられる事件（天津事件）が起けると、青木外相は引責辞任し、交渉は再び中断しました。

その後、陸奥宗光が外務大臣に就任すると、青木を駐英公使に起用し、イギリスとの交渉に当たらせました。そして、明治二七年七月一日、青木公使とキンバレー英国外務大臣が、ロンドンで日英通商航海条約に調印しました。これにより、日本は領事裁判権の撤廃、関税

自主権の一部回復を達成し、条約改正は大きく前進しました。

領事裁判権の撤廃は日本の近代化が欧米諸国に承認されたことを意味し、日本の国際的地位は大きく向上しました。条約改正に一段落をつけた日本の外交課題は、以後、主に朝鮮・満州をめぐる大陸政策へと移行していきます。

第二部 明治後期の外交

第一部でみたように、明治前期、政府は近代国家としての体制を整えながら、欧米各国との不平等条約改正のために努力を重ねました。

他方、近隣諸国との外交においては、朝鮮問題が重要な課題として存在していました。この問題は、明治二七（一八九四）年の日清戦争、その一〇年後の日露戦争という二つの戦争へとつながっていきました。そして、この二つの戦争を経て、日本は朝鮮を勢力下に置き、その後、大陸へと進出していくことになりました。また、国際的地位の向上に伴い、明治四四年には、列国と新条約を締結し、関税自主権の回復に成功しました。

第二部では、日清・日露戦争や不平等条約の改正を経て、欧米諸国と対等な条約関係を構築した明治後期の外交をご紹介します。

§ 日清戦争

展示史料八、九

明治二八（一八九五）年四月一七日調印、同年五月八日批准書交換

日清講和条約（調印書・漢文）

日清講和条約（附属地図・漢文）

明治九年に結ばれた日朝修好条規には、朝鮮国を独立国として承認するという条項がありました（展示史料五を参照）。これは清国と宗属関係にあった朝鮮から、清国の宗主権を排するという意味がありました。しかし同条約締結後も朝鮮は依然として清国の影響下にあり、朝鮮国内では、親日派と親清派との対立が見られました。

こうした状況の中、明治二七年二月、朝鮮では減税と排日を要求した農民の反乱が発生しました（甲午農民戦争）。朝鮮政府が清国に出兵を要請すると、日本も派兵によって軍事的な均衡を保とうとしました。しかし、その後、朝鮮の内政改革をめぐって、日清両国は対立を深め、同年八月、日本は清国に対して宣戦布告し、日清戦争が始まりました。戦局は日本に優勢で、明治二八年三月より下関において講和会議が開かれました。そして同年四月一七日、日本側全権伊藤博文（いとう・ひろぶみ）総理大臣、陸奥宗光外務大臣、清国側全権李鴻章直隸総督・北洋大臣との間で、日清講和条約（下関条約）が調印されました。本条約により、清国は朝鮮国の独立、遼東半島・台湾・澎湖列島の割譲、賠償金二億両（邦貨約三億円）の支払い等を認めました。

§ 三国干渉

【展示史料一〇】

明治二八（一八九五）年二月八日調印、同年二月九日批准書交換
遼東半島還付条約（批准書）

日清講和条約が調印された六日後の明治二八年四月二三日、ロシア、ドイツ、フランス三国の駐日公使が、外務省を訪れ、日本の遼東半島領有は、清国の首都を危うくし、朝鮮国の独立を有名無実とし、ひいては極東平和の障害となると主張し、遼東半島の清国への返還を日本に勧告しました（三国干渉）。

これに対し、日本政府内で協議が行われましたが、ロシアとの対立深化を避けるため、日本はこの勧告を受け入れることとしました。こうして、明治二八年十一月、日本側全権林董（はやし・ただす）と清国側全権李鴻章との間で遼東半島還付条約が調印され、還付報償金三千万両（邦貨約四五〇〇万円）と引き換えに、日本は遼東半島を清国に返還しました。

他方、台湾には台湾総督府を置き、昭和二〇（一九四五）年まで統治を行いました。

【トピックス一】

日本外交陰の立役者・お雇い外国人ヘンリー・デニソン

トピックス展示史料一一

明治二八（一八九五）年七月

独仏露三国政府に対する日本政府宣言（案）

トピックス展示史料一二

昭和一五（一九四〇）年四月

幣原喜重郎のデニソン回想

明治日本の発展にあたり、「お雇い外国人」と呼ばれる外国人の果たした役割の大きさはよく知られていますが、外交の分野で大きな成果を残したのがヘンリー・デニソン（Henry Willard Denison, 一八四六～一九一四）です。デニソンはアメリカ合衆国ヴァーモント州に生まれ、明治二年、神奈川のアメリカ領事裁判所付きの判事として来日した後、明治一三年に日本外務省に雇われました。以後、大正三（一九一四）年に没するまでの三四年間、外務省法律顧問として在職し、井上馨・陸奥宗光・小村寿太郎ら歴代外務大臣の下で、条約改正・日清戦争・日英同盟・日露戦争など明治期の重要な外交問題について顕著な足跡を残しました。

たとえば、三国干渉受諾後の明治二八年七月、日本政府は、遼東半島還付の報償金として清国政府に五千万両の支払いを要求することなどをロシア・ドイツ・フランスに通告する宣言案を作成しました（最終的に三千万両の支払いで妥結）。トピックス展示史料一一はその宣言案の草案とみられる文書です。冒頭に「総理大臣（伊藤博文）ト陸奥（宗光）大臣并ニ西園寺（公望）大臣ト協議ノ上デニソン氏ニ命シ

起草シタルモノナリ」と記されており、政府首脳の信頼を受けて重要文書の起草に携わるデニソンの姿がうかがわれます。

明治二九年に外務省に入省し、後に駐米大使、外務大臣などを歴任した幣原喜重郎（しではら・きじゅうろう）もデニソンに深い敬意と信頼を寄せた一人でした。それがわかるのが、幣原が昭和一五（一九四〇）年四月に記した「外交文書ノ文体、起草者ノ心得並ニ諸種ノ形式」（トピックス展示史料一一二）です。幣原は日露戦争に勝利した要因の一つとして、日本政府が公表した外交文書により各国世論の支持を得たことをあげ、文書作成の背景には、デニソンの「惨憺タル苦心、遠大ナル思慮ガ、伏在シテ居タコトハ疑ヒモナキ事実デアル」と、その功績を讃えています。

§ 日露戦争

展示史料一一

明治三八（一九〇五）年七月四日

日露講和会議の際の日本側全権委任状

日清戦争の結果、清国の脆弱さが露呈すると、列国は次々と清国から利権を獲得しました。ロシアは、明治三年の北清事変を契機に、満州を事実上占領しました。こうしたロシアの南下の動きを警戒し、日本とイギリスは、明治三五年、日英同盟を結びました。その後、満州と朝鮮半島の権益について日露間で交渉が行われましたが決裂し、

明治三七年二月、日露戦争が始まりました。

明治三八年三月の奉天会戦、五月の日本海海戦において勝利を収めると、日本は国力の限界からアメリカに仲介を依頼し、同年八月からアメリカのポーツマスにおいて講和会議が開かれました。

史料一一は講和会議の全権委任状です。日本側は小村寿太郎（こむら・じゅたろう）外務大臣、高平小五郎（たかひら・ごろう）駐米公使らが全権委員に任命され、ロシアとの交渉に当たりました。

展示史料一二、一三

明治三八（一九〇五）年九月五日調印、同年一月二五日批准書交換

日露講和条約（調印書・仏文）

日露講和条約（批准書）

明治三八年九月五日、日本側全権小村寿太郎外務大臣、ロシア側全権ウイッテ前大蔵大臣らとの間で日露講和条約（ポーツマス講和条約）が調印されました。その結果、ロシアは韓国における日本の指導権を承認し、旅順・大連の租借権、長春以南の鉄道・付属利権を日本に譲渡し、南樺太を割譲しました。これにより、日本は朝鮮を勢力下に置くことになりました。また翌年には、満州に半官半民の南満州鉄道株式会社（満鉄）を設立し、以後、大陸へと進出していくことになりました。

他方、日露講和会議の直後に、イギリス、アメリカ両国より、駐日

公使館を大使館に昇格させ、日本と大使を交換する準備があるとの意向が伝えられました。日本政府はこの提案に応じて、まずイギリス、その後アメリカ、ドイツ、フランスとの間で大使交換を実現しました。大使は、外交使節の最上位の階級で、当時は、大国や利害関係の密接な国家に対して派遣されていました。日露戦争を経て、日本の国際的地位が向上し、欧米諸国から、日本が大使を派遣すべき国であると認められたことがうかがえます。

§ 対等条約の実現

展示史料一四

明治四四（一九一）年二月二一日調印、同年四月四日批准書交換

日米通商航海条約（調印書）

陸奥宗光外務大臣の時代に各国と結んだ通商航海条約は、明治四四年に満期を迎えることになっていました。小村寿太郎外務大臣は、条約の規定に従い、明治四三年、各国との新条約締結交渉を始めました。アメリカとの間でも交渉が行われ、明治四四年二月二一日、ワシントンにおいて、日本側全権内田康哉（うちだ・やすや）駐米大使、アメリカ側全権ノックス國務長官との間で、新日米通商航海条約が調印されました。

ついで小村外相は、イギリス、フランス、ドイツなどの欧州諸国とも新条約を結び、関税自主権の回復に成功しました。

こうして、日本は幕末の開国から半世紀を経て、条約改正を達成し、欧米諸国と条約上で対等の地位を得ました。

以上みてきたように、明治の日本は、約四〇年におよぶ条約改正交渉、そして日清・日露戦争を経験し、欧米諸国とならぶ国家へと成長しました。その後の日本は、第一次世界大戦などを経て新しい国際秩序、新しい外交の在り方を模索していくことになります。

【トピックス二】

国内外の女子教育に尽くした津田梅子・安井てつ

トピックス展示史料二一

明治三一（一八九八）年九月

津田梅子のイギリス視察招待を報告する加藤高明駐英公使公信

トピックス展示史料二二

明治三七（一九〇四）年三月

安井てつのタイでの契約締結を伝える報告（写し）

明治期には、それまで男子に比べ遅れていた女子教育の分野に力を注ぎ、国内外で活躍する女性も現れました。その代表例といえるのが、津田梅子（つだ・うめこ／一八六四～一九二九）と安井てつ（やすい・

てつ／一八七〇（一九四五）です。津田梅子は、明治四（一八七一）年、日本最初の女子留学生五人中の一人として岩倉使節団と共に米国へ向かい、明治一五年に帰国しました。華族女学校などで教鞭をとりながら、更なる教育の機会を求め明治二年再渡米、プリンマー・カレッジで学び、女子高等教育に生涯をささげる志を立てたと言われます。明治三年、高等女学校令が公布され、女子高等教育拡大に向けた制度が整いつつある動向を知った津田は、翌年女子英学塾を設立します。この塾が現在の津田塾大学となりました。

津田は日本政府から万国婦人クラブ連合大会への出席を要請されるなど、当時から女子教育の第一人者として活躍していました。トピックス展示史料二―一は明治三十一年、津田梅子が英国の有力婦人有志より教育制度視察の招待を受けていることを、加藤高明（かとう・たかあき）駐英公使が本国に連絡した文書です。

津田が国内の女子教育に尽力した一方、国外の女子教育で活躍したのが安井です。安井は女子高等師範学校で学び、教師の道を歩みました。明治三十七年、安井はシャム（タイ）王妃の希望により、その他二名の日本人女性教師と共に、上流社会の女子教育の任にあたるためシャムに渡ります。

皇后（ラーチニ）女学校と呼ばれた学校で教鞭を取った彼女たちは熱意をもって教育にあたりました。安井が三年の任期を満了して帰国する頃には留任してほしいとの意見が出されたほどで、晩年には安井と再会するため訪日した教え子と再会を果たすこともありました。

安井が教育の基盤を作った皇后女学校はタイにおける名門女子校として健在です。帰国後は東京女子大学の二代目の学長を務めるなど、女子教育の発展に尽くしました。

トピックス展示史料二―二はタイでの契約締結を文部次官に報告する書簡の写しです。

展示史料一

日本・スウェーデン・ノルウェー修好通商航海条約

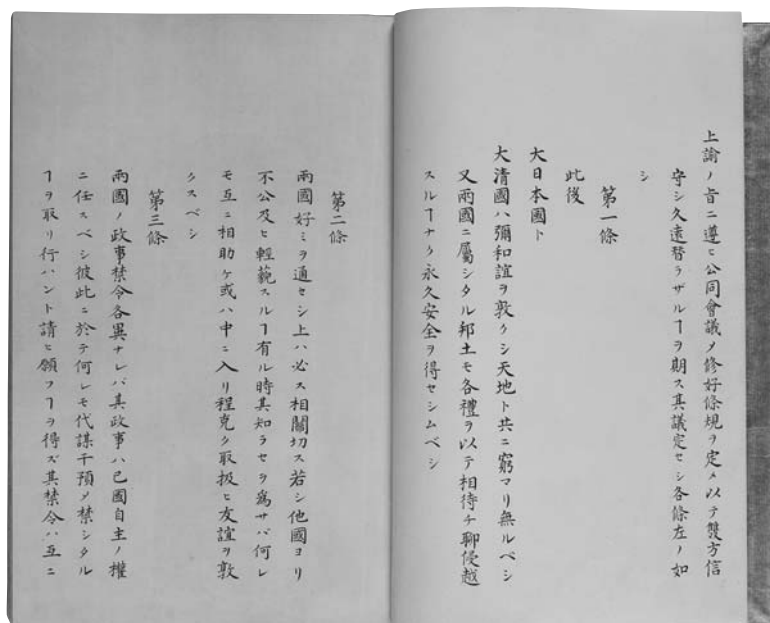


展示史料二

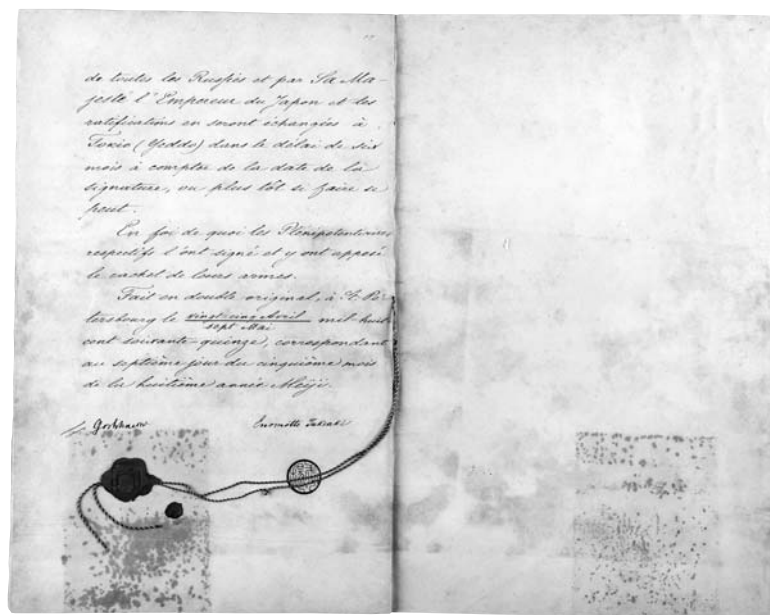
日本・オーストリア・ハンガリー修好通商航海条約



展示史料三
日清修好条規



展示史料四
樺太千島交換條約（調印書）



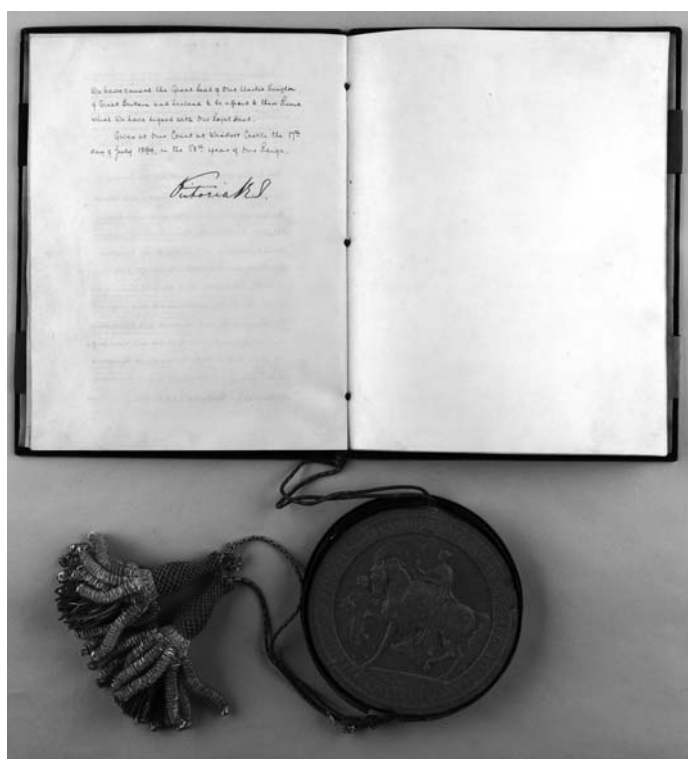
展示史料六

日墨修好通商条約（批准書）



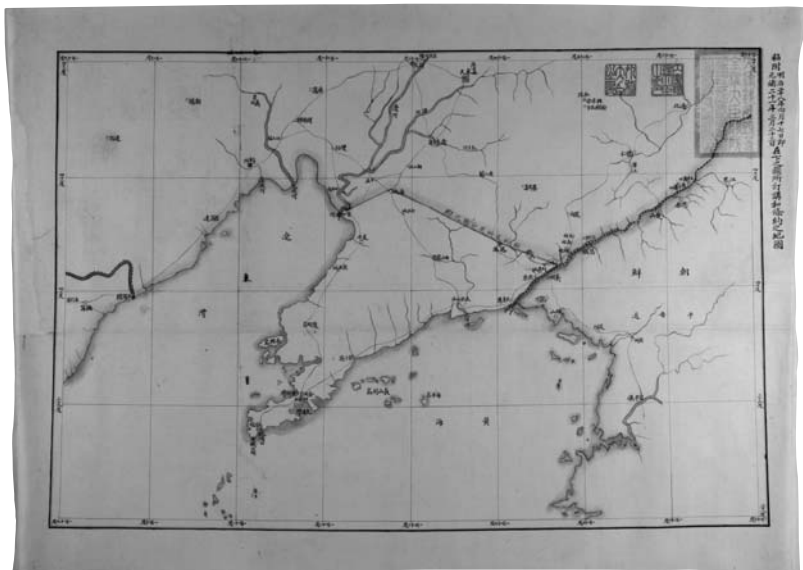
展示史料七

日英通商航海条約（批准書）



展示史料九

日清講和条約（附属地図・漢文）



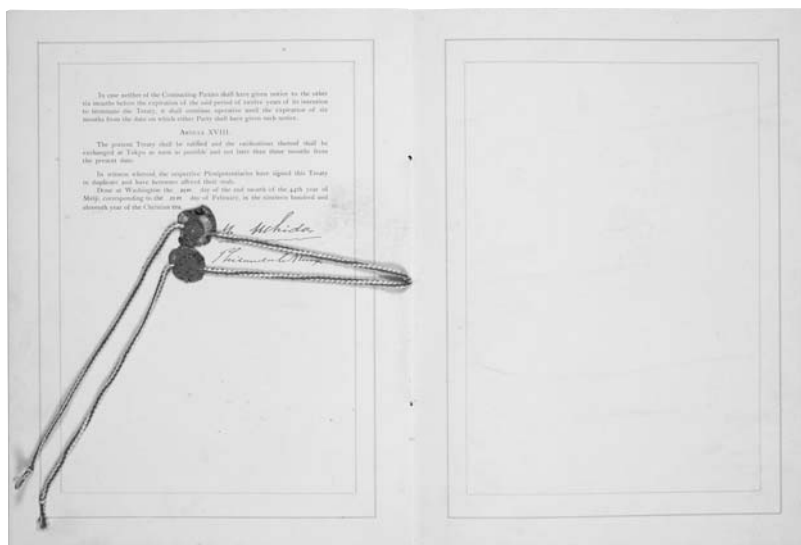
展示史料一三

日露講和条約（批准書）



展示史料一四

日米通商航海条約 (調印書)



関係年表

元号 年	西暦	月	日	重要外交事項	日本国内一般事項等
慶応 3	1867	1	9		睦仁親王(明治天皇)踐祚(せんそ)
		10	14		大政奉還
		12	9		王政復古の号令
4	1868	1	3		鳥羽伏見の戦い
		1	15	新政府、各国公使に王政復古を通達	
		3	14		五箇条の誓文
明治 1	1869	9	27	日本・スウェーデン＝ノルウェー修好通商航海条約調印	版籍奉還
		6	17		
		7	8	外務省創立	
2	1871	9	14	日本・オーストリア＝ハンガリー修好通商航海条約調印	
		7	14		廃藩置県
		9	13	日清修好条規調印	
5	1872	11	20	岩倉使節団を欧米に派遣することを決定	
		8	3		学制公布
		1	17		民撰議員設立建白書提出
7	1874	2	6	台湾征討を閣議決定	
		2	7	樺太千島交換条約調印	
		5	7	マリア・ルス号事件につき、ロシア皇帝仲裁裁定	
8	1875	9	29	江華島事件	
		20	20	日朝修好条規調印	
		2	26		
10	1877	2	2		西南戦争(～9月)
		10	11		明治一四年の政変
		1	25	条約改正予議会開催(～7/27)	
15	1881	11	28	鹿鳴館開館式開催	
		12	4	甲申事変	
		4	18	天津条約調印	
17	1884	12	22		内閣制度制定
		5	1	条約改正会議開催(～明治20年7月)	
		10	24	イギリス船ノルマントン号紀州沖で沈没	
21	1888	11	30	日墨修好通商条約調印	
		2	11		大日本帝国憲法発布
		10	18	大隈重信外務大臣遭難	
23	1890	10	30		教育勅語発布
		5	11	大津事件	
		3	29	朝鮮で東学党蜂起	
27	1894	7	16	日英通商航海条約調印(領事裁判権撤廃)	
		8	1	日本、清国に宣戦布告(日清戦争)	
		4	17	日清講和条約(下関条約)調印	
28	1895	4	23	露・仏・独が遼東半島の清国への返還を勧告(三国干涉)	
		5	4	遼東半島還付を閣議決定	
		6	2	台湾受渡に関する公文調印	
32	1899	3		山東で義和団蜂起	
		9	7	北清事変最終議定書(北京議定書)調印	
		1	30	第一回日英同盟協約調印	
35	1902	2	10	日本、ロシアに宣戦布告(日露戦争)	
		5	27	日本海海戦(～5/28)	
		6	1	高平公使、米国大統領に日露講和の斡旋を依頼	
38	1905	9	5	日露講和条約(ポーツマス条約)調印	
		9	5	日比谷焼き打ち事件	
		12	2	在英国公使館を大使館に昇格	
39	1906	6	8	南満州鉄道株式会社に關する件公布	
		7	30	第1回日露協約調印	
		10	26	伊藤博文暗殺	
42	1909	8	22	韓国併合に關する条約調印	
		2	21	日米通商航海条約調印(関税自主権回復)	
		7	30	明治天皇崩御、皇太子嘉仁親王踐祚、大正と改元	

※日付は明治 6 年の太陽暦採用までは旧暦、それ以後は新暦で表記しました。